

令和7年度の市県民税の定額減税について

Q 1 対象者は？

A 1 令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下（給与収入のみの場合、原則として給与収入1,195万円超2,000万円以下）の方のうち、生計を一にする配偶者（前年中の合計所得金額が48万円以下の方。国外居住者は除く）を有する市県民税の所得割の納税義務者です。

Q 2 減税額は？

A 2 令和7年度の市民税・県民税の所得割額から（配偶者の分として）1万円が控除されます。

ただし、減税額が市民税・県民税の所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の上限額となります。

※令和7年度のみ適用となります。

※均等割と森林環境税には、減税の適用はありません。

Q 3 控除方法は？

A 3 （7年度は特例はなく）定額減税後の年税額を通常どおりの納期（納付月）に分割して徴収します。

※6年度は、給与に係る特別徴収の場合6月分を徴収しない、普通徴収では1期分から減税分を差し引く等を実施

Q 4 なぜ合計所得金額が1,000万円を超える方が対象なの？

A 4 合計所得金額が1,000万円以内の納税者の同一生計配偶者（合計所得金額48万円以下）は、令和6年度の定額減税の対象となったが、合計所得金額が1,000万円超の方の同一生計配偶者は、6年度は対象外だったためです。

※令和6年度は、令和5年中の所得や扶養状況等から算出したが、1,000万円超の方の同一生計配偶者については給与支払報告書に記載されておらず、把握することができない場合があったため、6年度は対象外となり7年度の実施となりました。

※R6年度1,000万円以下、R7年度1,000万円超は、両年度○
R6年度1,000万円超、R7年度1,000万円以下は、両年度×